

第一章 総 則

- 第 1 条 当協会の会員が自ら、もしくは他の者に委託をして、製造、加工、賃貸（レンタル）をしようとするダストコントロール製品のうち、家庭用品については、本規則に基く表示をしなければならないものとする。
- 第 2 条 本規則において、家庭用品とは、会員が自ら、もしくは他の者に委託をして、賃貸（レンタル）をしようとするダストコントロール製品のうち、その対象が一般家庭である全ての製品をいうものとする。
- 第 3 条 会員が本規則に基く表示を行う家庭用品を製造、加工、賃貸（レンタル）しようとする場合は、事前に当該家庭用品に関して、本規則に定める表示項目の全てにつき、当協会の定めた試験測定方法によって、会員自ら、もしくは外部の研究、検査機関等による分析、試験、検査等を実施し、その結果を明確に示すことができる書面及び本規則に基く表示案の製作用版下を添えて、「家庭用品々質表示届」を事務局に送付するものとする。
- 2 前項の試験、検査結果書及び製作版下は、事務局が保管し、返送はしないので、それぞれ謄本をもって、これに代えることができるものとする。
- 第 4 条 「家庭用品々質表示届」の送付を受けた事務局は、その内容について審査し、誤りがない場合は「会員別品質表示原簿」に登録し、承認番号を当該会員に通知するものとする。
- 第 5 条 事務局から表示に関する承認番号の通知を受けた、会員は当該表示を実施するものとし、実際に表示をした家庭用品が完成した時点で、事務局あてすみやかに現品を送付しなければならないものとする。
- 第 6 条 会員が既に本規則に基く表示を実施している家庭用品に関して、表示項目に関連する規格の改良、変更等を行おうとする場合は、当該改良、変更品等は全て新規製品とみなし、正規の手続きを経るものとする。
- 第 7 条 表示項目に関する、分析、試験、検査等は、各会員の責任に基いて実施されるものであり、表示と実態が合致していないことが明らかになった場合、当該表示を実施した会員は、そのことによって引き起される全ての事柄に対して責任を負うものとする。
- 第 8 条 会員は、自社が製造、加工、賃貸（レンタル）している家庭用品の表示に関する根拠について事務局から問い合わせを受けた場合は、解答に応じるものとする。

第二章 表示

- 第 9 条 本規則に基く表示は、契約時において何れかの方法で相手方に対し告知するものとする。
- 2 全文削除
- 第 10 条 表示は、必ずワク内で囲むものとし、ワク内には本規則で定められた項目以外のことは表示してはならないものとする。
- 第 11 条 前条のワクの形は、自由とする。
- 2 全文削除
- 第 12 条 表示には本規則に基く表示である旨「一般社団法人日本ダストコントロール協会・家庭用品品質表示規則に基く表示」の文字を用いて表示するものとし、併せて当協会のマークを表示するものとする。
- 第 13 条 家庭用品を、その形態により、二種に区分し、その組成が布、紙または不織布であるか否かを問わず、通常概念的に「ぞうきん」、「ふきん」、「クロス」等と呼称される平面状の製品を「ダストコントロールクロス」と名称を統一し、それ以外の製品で、付属器具（柄等）を用いて使用するもの、もしくは手袋状の形態を有しパイル等を付した製品等を「ダストコントロールモップ」と名称を統一するものとする。
- 2 前項の製品区分により、疑義を生じる形態を有する製品の名称に関する決定は理事会が行うものとする。
- 第 14 条 「ダストコントロールクロス」及び「ダストコントロールモップ」の表示項目ならびに項目に関する説明は、別に定める「一般社団法人日本ダストコントロール協会・家庭用品品質表示細則」によるものとする。

附 則

1. 本規則は、平成25年6月3日から施行する。

一般社団法人日本ダストコントロール協会 家庭用品品質表示細則

第 一 章 ダストコントロールクロス

第 1 条： ダストコントロールクロスは、次の定める項目を、次の順序で表示するものとする。

1. 品 名

品名の表示に際しては「ダストコントロールクロス」の文字を用いて表示することとする。

2. 組 成

(イ) 組成が「布」である場合は「繊維製品品質表示規則」(昭和38年2月6日付・通産省令第5号)に基いて、繊維の名称及び混用率を併記して表示するものとする。特に使用している繊維が、綿のみのものもしくは、組成繊維中における綿の重量比が99パーセント以上のものでなければ「純綿」または「綿100パーセント」の文字を使用し、もしくはこれらと紛らわしい表示をしてはならないものとする。

(ロ) 組成が「紙」もしくは「不織布」である場合は、それぞれ「紙」もしくは「不織布」の文字を用いて表示するものとする。

3. 重 量

組成が「布」である製品の重量に関しては、「布」に薬液を含浸させた後の会員各社における、品質管理基準に基く最低基準重量に「グラム以上」の文字を付して表示をするものとする。

4. 大 き さ

大きさに関しては「各組成」に薬液を含浸させた後の会員各社における品質管理基準に基く、タテ、ヨコの最低基準数値に「センチメートル以上」の文字を付して表示をするものとする。

5. 薬液の主たる成分

各組成に含浸させる薬液の成分の表示に関してはその主たる成分を適正表示するものとし、主たる成分が鉱物系の油剤及び界面活性剤である場合は次に掲げる文字を用いて表示するものとする。

「鉱物系油剤」「非イオン系界面活性剤」「陽イオン系界面活性剤」

「陰イオン系界面活性剤」「両性イオン系界面活性剤」

6. 使用上の注意

使用上の注意の表示には、アンダーラインを引くか文字を大きくするかもしくは、文字の印刷の色を変えるか等の措置をして、よく目だつようにした上で次に掲げる事項を表示するものとする。但し次に掲げる事項が該当しないことが明らかな場合は、省略またはこの事項にかえて適正な表示をすることができるものとする。

「食器類及び食品が直接ふれるところには使用しないこと」

「特異体質の方はゴム手袋等を使用すること」

7. 協会承認番号

表示に先だって、事務局に登録し、その承認番号を「一般社団法人日本ダストコントロール協会承認 第〇〇-〇〇号」の文字を用いて表示するものとする。

8. 表示した者の名称等

表示には、表示した会員の社名、所在地、電話番号、商標等を適正に表示するものとする。

第 二 章 ダストコントロールモップ

第 2 条 ダストコントロールモップには、次の定める項目を、次の順序で表示するものとする。但し取替え用モップ類のハンドル（柄）等に表示を行う場合は以下の各項目に先立ち印刷の色を変えるか、文字を大きくするか、もしくは字体を変えるか等の措置をして「取替え用モップ類の表示」と表示するものとする。

1. 品 名

品名の表示に際しては「ダストコントロールモップ」の文字を用いて表示するものとする。

2. モップの組成

モップに関する組成の表示は、糸の部分（パイル部）のみを対象とし、基布の部分（キャンバス部）についてはダストコントロール機能に直接的には関連しないため表示の対象から除外するものとする。

（イ）モップの形状が「布」である場合は「繊維製品品質表示規則」（昭和38年2月6日付・通産省令第5号）に基いて繊維の名称及び混用率を併記して表示するものとする。特に使用している繊維が、綿のみのももしくは、組成繊維中における綿の重量比が99パーセント以上のものでなければ「純綿」または「綿100パーセント」の文字を使用し、もしくはこれらと紛らわしい表示をしてはならないものとする。

3. 重 量

重量に関しては「各組成」に薬液を含浸させた後の会員各社の品質管理基準に基く最低基準数値に「グラム以上」の文字を付して表示をするものとする。

4. モップ布の大きさ

モップのタテ、ヨコそれぞれ最長部分の長さについて、各組成に薬液を含浸させた後の会員各社の品質管理基準に基く最低基準数値に「センチメートル

以上」の文字を付して表示するものとする。

5. 薬液の主たる成分

各組成に含浸させる薬液の成分の表示に関してはその主たる成分を適正に表示するものとし、主たる成分が鉱物系の油剤及び界面活性剤である場合は次に掲げる文字を用いて表示するものとする。

「鉱物系油剤」「非イオン系界面活性剤」「陽イオン系界面活性剤」

「陰イオン系界面活性剤」「両性イオン系界面活性剤」

6. 使用上の注意

使用上の注意の表示には、アンダーラインを引くか文字を大きくするかもしくは、文字の印刷の色を変えるか等の措置をして、よく目だつようにした上で次に掲げる事項を表示するものとする。但し次に掲げる事項が該当しないことが明らかな場合は、省略またはこの事項にかえて適正な表示をすることができるものとする。

「食器類及び食品が直接ふれるところには使用しないこと」

「特異体質の方はゴム手袋等を使用すること」

7. 協会承認番号

表示に先だつて、事務局に登録し、その承認番号を「一般社団法人日本ダストコントロール協会承認 第〇〇-〇〇号」の文字を用いて表示するものとする。


8. 表示した者の名称等

表示には、表示した会員の社名、所在地、電話番号、商標等を適正に表示するものとする。


附 則


1. 本細則は、平成25年6月3日から施行する。

表示の実例 その1

| | | |
|---|-----------------------------|-------|
|  一般社団法人日本ダストコントロール協会 家庭用品品質表示規則 | | に基く表示 |
| 品 | 名：ダストコントロールクロス | |
| 組 | 成：綿 85 パーセント、 ビニロン 15 パーセント | |
| 重 | 量： 42 グラム以上 | |
| 大 | き さ： 40 × 35 センチメートル以上 | |
| 薬液の主たる成分： 鉱物系油剤及び非イオン系界面活性剤 | | |
| 毒劇物使用の有無： 毒物及び劇物は使用していません。 | | |
| 使用上の注意： | | |
| ◎食器類及び食品が直接ふれるところには使用しないこと。 | | |
| ◎特異体質の方はゴム手袋等を使用すること。 | | |
| 一般社団法人日本ダストコントロール協会承認 第 01-16号 東京都千代田区丸の内1丁目1番地 TEL03(1234)4567 日本化学クロス製造株式会社 | | |

表示の実例 その2

| | | |
|---|------------------------|-------|
|  一般社団法人日本ダストコントロール協会 家庭用品品質表示規則 | | に基く表示 |
| 品 | 名：ダストコントロールクロス | |
| 組 | 成：綿不織布 | |
| 枚数及び重量 | ： 25枚入り 42 グラム以上 | |
| 大 | き さ： 30 × 50 センチメートル以上 | |
| 薬液の主たる成分： 鉱物系油剤及び陽イオン系界面活性剤 | | |
| 毒劇物使用の有無： 毒物及び劇物は使用していません。 | | |
| 使用上の注意： | | |
| ◎食器類及び食品が直接ふれるところには使用しないこと。 | | |
| ◎特異体質の方はゴム手袋等を使用すること。 | | |
| 一般社団法人日本ダストコントロール協会承認 第 13-25号 東京都千代田区丸の内1丁目1番地 TEL03(1234)4567 ジャパン・ケミカル工業株式会社 | | |

| | | |
|---|-----------------------------------|--------|
|  | 一般社団法人日本ダストコントロール協会 家庭用品品質表示規則 | に基づく表示 |
| 〔取替え用モップ類の表示〕 | | |
| 品 | 名：ダストコントロールモップ | |
| モップの組成 | ：綿100パーセント | |
| 重 | 量：250グラム以上 | |
| モップの大きさ | ：15 × 25 センチメートル以上 | |
| 薬液の主たる成分 | ：鉱物系油剤及び両性イオン系界面活性剤 | |
| 毒劇物使用の有無 | ：毒物及び劇物は使用していません。 | |
| 使用上の注意 | ： | |
| | ◎食器類及び食品が直接ふれるところには使用しないこと。 | |
| | ◎特異体質の方はゴム手袋等を使用すること。 | |
| | 一般社団法人日本ダストコントロール協会承認 第16-18号 | |
| | 東京都千代田区丸の内1丁目1番地 TEL03(1234)4567 | |
| | 日本ダストモップ株式会社 | |